

たっくすニュースフラッシュ

秋号第3号(個人様向け)
2000年9月

税務をみなさまの身近な存在に

目次:

ご挨拶 1

年金制度改革のあらまし 1

ご挨拶

暦の上では9月となりましたが、まだまだ暑い日々が続いています。夏バテは、ちょっと涼しくなった頃にやってくると聞いております。皆様お気をつけください。

私どもの事務所を皆様にもっと身近な存在として感じてほしいと願い、この季刊誌の発行を思い立ち、かれこれ3号目となります。5月に立ち上げたホームページの更新は、当初の予定通りに行かず、皆様ご不満かと思いますが、これから少しずつ充実させていこうと考えております。

とりあえず9月から毎月末更新を目標としていきます。

御要望・御不満等ございましたら御遠慮なさらずご意見を伺わせてください。よろしく願いいたします。



中村公認会計士事務所

〒336-0001

埼玉県浦和市常盤

1-5-22-803

TEL

048-834-1598

FAX

048-834-1594

ホームページ

[http://homepage2.nifty.com/
my-naka/](http://homepage2.nifty.com/my-naka/)

公認会計士・ファイナンシャルプランナー 中村元彦

公認会計士

中村友理香

年金制度改革のあらまし

平成12年3月28日、年金改革関連法が成立しました。

今回の改正は、現役世代の保険料負担が過度とならないよう、保険給付の伸びを調整したことが、その柱となっています。主な改正事項とそのポイントを、厚生年金保険に絞り、ご紹介します。

平成12年4月1日より実施されているもの

1) 育児休業期間中の保険料徴収特例(影響:保険料負担減少)

育児休業中の保険料は、賞与に係わる特別保険料と共に、被保険者及び事業主双方徴収されないことになりました。

2) 給付乗率の減額(影響:年金額減少)

年金額の報酬比例部分の年金給付乗率が1,000分の7.5から1,000分の7.125へと5%引き下げられました。

改正後の特別支給の老齢厚生年金の原則的な計算は次のようになります。

定額部分 ~ 1,676円 X 生年月日による率 X 被保険者期間の月数(最高444月)

報酬比例部分 ~ 平均標準報酬月額 X (9.5から7.125 / 1,000) X 被保険者期間の月数

+ の合計が年金額となります。(ただし既に年金受給を受けていた人の年金額には影響はありません)

平成14年4月1日より実施されるもの

1) 70歳未満の人を被保険者へ(影響: 保険料負担増加)

適用事業所に使用される70歳未満の者が被保険者となり、保険料の徴収が行われます(現在は65歳未満)。

2) 支給繰下げ制度の廃止(影響: 年金額減少)

厚生年金保険の被保険者資格が70歳になるまで延長されたことに伴い、老齢厚生年金の支給繰下げ制度が廃止されました。この対象となるのは、平成14年4月1日以降老齢厚生年金の受給権を取得した人(昭和12年4月2日以降生まれ)です。老齢基礎年金のみ支給繰下げ可能となります。

3) 報酬比例部分の支給開始年齢の引き上げ(影響: 年金額減少)

報酬比例部分相当の老齢厚生年金を平成25年から平成37年にかけて(女子は5年遅れ)、60歳から65歳へと段階的に引き上げていく仕組みが導入され、最終的には65歳支給開始へと完全移行されます。対象となるのは、昭和28年4月2日以降生まれの男子と、昭和33年4月2日以降生まれの女子です。



4) 60歳代後半の在職老齢年金制度の導入(影響: 年金額減少)

65歳以上の老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者である場合、標準報酬月額と年金月額の合計が37万円を超えるときは、超える部分の2分の1の額が支給停止されます。なお老齢基礎年金は、全額支給されます。

平成15年4月1日より実施されるもの

1) 総報酬制の導入(影響: 賞与割合が月収総額の0.3程度であれば現状とあまり変わらず)

標準報酬月額と賞与について同一の保険料率により、保険料が徴収されます。現在保険料率は17.35%、特別保険料率は10%ですが、これが13.58%に統一されます。

2) 標準報酬月額の定時決定月の変更(影響: 現状とあまり変わらず)

毎年、5、6、7月に支払われた給料の総額を平均して標準報酬月額を決定する「定時決定」が1カ月早まり、4、5、6月に支払われた給与の総額を平均し、その年の9月以降の標準報酬月額とすることになります。

平成16年4月1日より実施されるもの

1) 在職老齢年金の支給停止基準の変更(影響: 年金額減少)

総報酬制が導入されることにより、60歳代前半、後半の在職老齢年金の支給停止基準額が共に変更されます。

終わりに

年金の受け方は個人で様々です。今後、自分の受け取り年金額がどれくらいになるのか予測し、ライフプランニングを立てていくことの重要性が増していくものと思われます。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。